

訓 令

埼玉県教育委員会訓令第五号

埼玉県教育局
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年八月十三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合においては、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条から前条までの規定にかかわらず、教育長が別に定める。

附則中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。